

平成 23 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

平成 24 年 2 月
横浜市包括外部監査人
中元 文徳

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

下水道事業に関する財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて平成 21 年度以前及び平成 23 年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

下水道は重要な都市基盤であり、これを整備して良好に維持管理していくことは、快適な市民生活を送るために重要なことである。しかしながら、下水道施設の整備及び維持管理には多大なコストがかかる。さらに、施設の老朽化、多発する都市型水害への対応、水環境の改善など、下水道事業には様々な課題が存在している。

横浜市は、昭和 20 年代半ば以降に本格的に下水道施設の建設に着手し、高度経済成長期以降、短期間のうちに大規模な設備投資を行っている。その結果、平成 22 年 3 月 31 日時点の下水道普及率(人口普及率)は 99.8%で、ほとんどの市民が下水道を使用できる環境となっている。今後、これら施設の更新が必要となるが、過去に集中的に設備投資を行ってきたことから、更新時期が集中して到来し、その事業費も多額になると予想される。

また、平成 23 年 4 月に横浜市が公表した「中期経営計画 2011」によると、平成 22 年 3 月 31 日時点での下水道事業に関する企業債の未償還残高は 1 兆 474 億円にものぼる。平成 21 年度の支払利息額は 290 億円で、これは下水道事業に係る総支出額の約 3 割を占めている。これら企業債の償還や利息の負担は今後も続くことになる。

以上より、下水道事業を巡る課題の解決を図り、下水道を良好に維持管理していくためには、横浜市は、コストの縮減に努めるなど、下水道事業財政の健全化をより一層図っていく必要がある。そこで、「下水道事業に関する財務事務の執行について」を、平成 23 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

Ⅱ. 横浜市の下水道事業の概要

1. 横浜市の下水道事業の規模

平成 22 年度末(平成 23 年 3 月 31 日)時点における横浜市の下水道事業の規模は、処理区域内人口は 367 万 8,696 人、処理区域面積は 30,950.8ha、下水管延長 11,704.1km、下水の年間処理量は 5 億 8,034 万 2 千 m^3 である。下水道使用件数は 167 万 5,197 件、下水道普及率(※2)は 99.8%で、ほぼ市内全域に下水道が普及している。

処理施設については、水処理施設である「水再生センター」、汚泥処理施設である「汚泥資源化センター」(平成 17 年度に「汚泥処理センター」から改名)が 2 施設設置され、現在も稼働している。

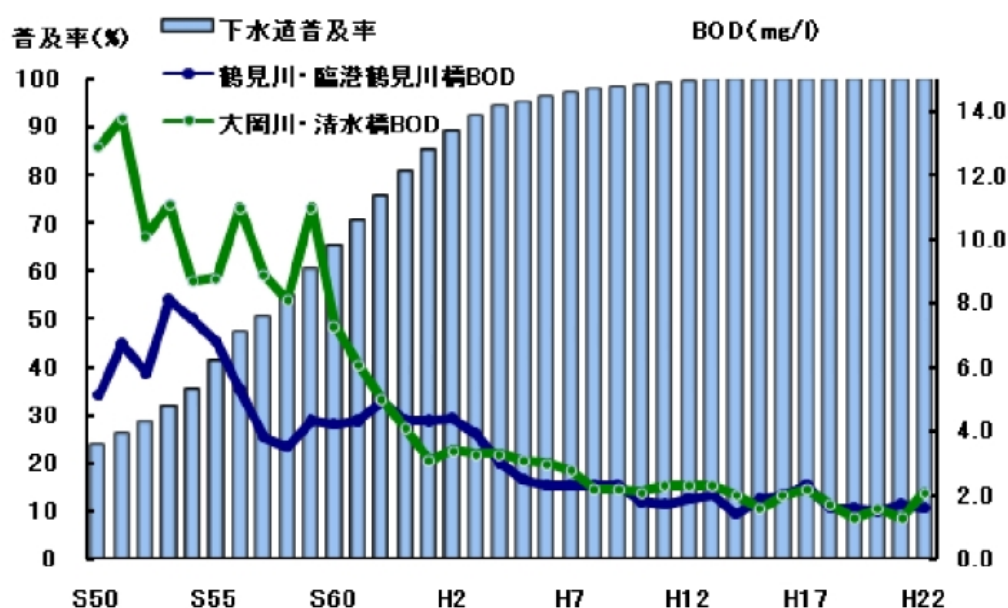
〈表〉横浜市の下水道事業の規模

| | | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | |
|------------------|----|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 処理区域 | 人口 | (人) | 3,575,102 | 3,598,701 | 3,625,496 | 3,650,276 | 3,664,222 | 3,678,696 |
| | 面積 | (ha) | 30,709.2 | 30,780.5 | 30,852.4 | 30,885.1 | 30,931.9 | 30,950.8 |
| 下水管延長 | | (m) | 11,443,195 | 11,504,544 | 11,567,021 | 11,618,435 | 11,646,988 | 11,704,182 |
| 水再生センター 下水処理量 | | (m^3) | 569,859,000 | 578,726,000 | 553,663,000 | 596,493,000 | 582,942,000 | 580,342,000 |
| 処理区域内世帯数 | | (件) | 1,484,369 | 1,510,370 | 1,537,937 | 1,563,075 | 1,578,427 | 1,583,322 |
| 下水道普及率 | | (%) | 99.7 | 99.7 | 99.7 | 99.8 | 99.8 | 99.8 |

2. 横浜市の下水道普及率と河川の水質の推移

平成 22 年度末(平成 23 年 3 月 31 日)時点での横浜市の下水道普及率は、99.8%でほぼ市内全域に下水道が普及している。

下水道普及率の推移



3. 下水道事業規模の大都市比較(平成 21 年度末の状況)

〈表〉下水道事業規模の大都市比較(平成 21 年度末時点)

| 都市 | ①処理区域 | | ②下水道 使用戸数 (戸) | ③下水道 普及率 (%) | ④下水管 延長(km) | ⑤下水処理場における 年間処理水量(千 m^3) | |
|------------|------------------|---------------|---------------------|--------------------|----------------|---------------------------------------|--------------|
| | 人口(人) | 面積(ha) | | | | 総量 | 1日平均 |
| 横浜市 | 3,664,222 | 30,932 | 1,666,207 | 99.8 | 11,646 | 582,942 | 1,596 |
| 札幌市 | 1,898,500 | 24,611 | 874,372 | 99.7 | 8,140 | 361,773 | 991 |
| 仙台市 | 996,851 | 16,591 | 446,165 | 97.7 | 4,462 | 144,431 | 396 |
| さいたま市 | 1,062,589 | 10,729 | 412,970 | 86.6 | 2,944 | 5,090 | 14 |
| 千葉市 | 927,770 | 12,048 | 404,956 | 97.1 | 3,606 | 120,850 | 331 |
| 東京都区部 | 8,859,334 | 56,194 | 5,079,470 | 100.0 | 15,830 | 1,691,782 | 4,635 |
| 川崎市 | 1,404,400 | 10,658 | 692,773 | 99.3 | 3,018 | 206,669 | 566 |
| 新潟市 | 600,253 | 10,370 | 232,750 | 74.7 | 2,971 | 124,867 | 342 |
| 静岡市 | 566,375 | 8,297 | 209,926 | 78.0 | 2,294 | 135,402 | 371 |
| 浜松市 | 610,876 | 13,154 | 247,866 | 75.6 | 3,363 | 84,876 | 233 |
| 名古屋市 | 2,226,300 | 28,385 | 1,153,450 | 98.8 | 7,618 | 444,631 | 1,218 |
| 京都市 | 1,448,000 | 15,175 | 543,220 | 99.2 | 5,400 | 314,311 | 861 |
| 大阪市 | 2,628,796 | 19,391 | 1,456,993 | 99.9 | 4,867 | 657,932 | 1,801 |
| 堺市 | 811,363 | 9,158 | 354,999 | 95.5 | 2,905 | 76,200 | 209 |
| 神戸市 | 1,513,657 | 16,898 | 741,302 | 98.6 | 4,662 | 185,033 | 507 |
| 岡山市 | 414,394 | 6,864 | 125,762 | 60.1 | 2,018 | 61,210 | 168 |
| 広島市 | 1,093,250 | 13,726 | 444,745 | 93.1 | 5,477 | 140,734 | 386 |
| 北九州市 | 987,771 | 16,164 | 441,153 | 99.8 | 4,324 | 151,397 | 415 |
| 福岡市 | 1,446,900 | 16,602 | 766,399 | 99.5 | 6,798 | 180,637 | 495 |

※ 平成 22 年 4 月 1 日に政令指定都市に移行した相模原市は除外している。

① 処理区域(平成 21 年度末時点)

処理区域内人口、処理区域面積とも東京都区部が突出している。横浜市は、処理区域内人口、処理区域面積とも東京都区部に次いで 2 番目である。

② 下水道使用戸数と下水道普及率(平成 21 年度末時点)

下水道使用戸数も、東京都区部が突出しており、横浜市は東京都区部に次いで 2 番目である。

下水道普及率は、東京都区部が 100.0%、大阪市が 99.9%で、横浜市(99.8%)は、北九州市と並んで大阪次に次ぐ 3 番目である。

③ 管きょ延長距離と下水処理場における年間処理水量(平成 21 年度末時点)

管きょ延長距離も東京都区部がもつと長く、横浜市は東京都区部に次いで 2 番目である。

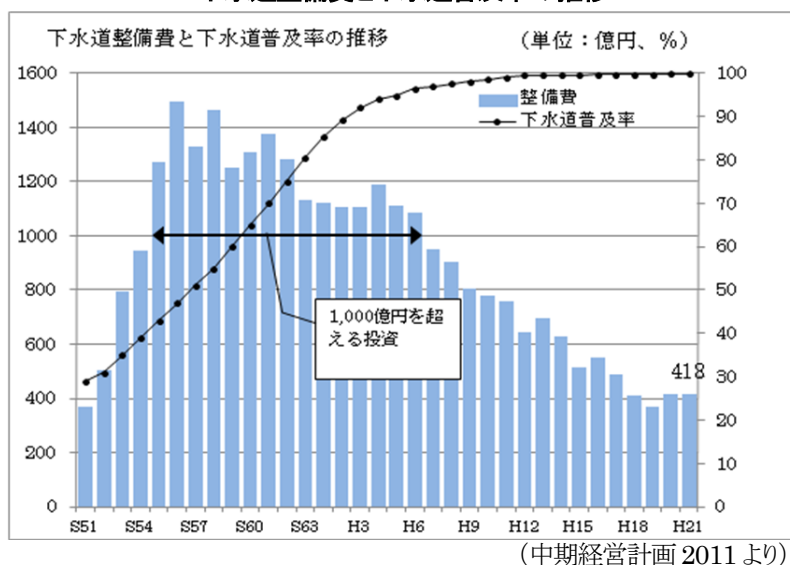
下水処理場における下水処理量も東京都区部が最も多いが、東京都区部に次ぐのが大阪で、横浜市は大阪次に次ぐ 3 番目である。

4. 横浜市の下水道事業のあゆみ

横浜が下水道建設に本格的に着手したのは、昭和20年代半ば以降であった。

高度経済成長期以降は、短期間のうちに大規模な投資が行われ、特に昭和55年度から平成6年度までの15年間は、整備費が平成21年度の2倍以上となる年間1,000億円を超える建設が行われている。

下水道整備費と下水道普及率の推移



5. 地方公営企業法の適用

横浜市の下水道事業は地方公営企業法の財務規定等を適用しており、次の決算書類を作成している。

- 決算報告書
 - 損益計算書
 - 剰余金計算書(または欠損金計算書)
 - 剰余金処分計算書(または欠損金処理計算書)
 - 貸借対照表
- } 財務諸表

Ⅲ. 外部監査の結果

1. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

監査の結果・意見の項目数

| 記載箇所 | 結果 | 意見 |
|--------------|----|----|
| 「第4 外部監査の結果」 | 4 | 45 |

※ 監査の結果

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

「監査の結果」・「監査の意見」の概要

(注) 下の表の番号は本文の番号を記載している。

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|--|-----|----|----|
| | 結果 | 意見 | |
| I. 下水道事業の経営状況 | | | |
| 1. 下水道使用料収入等の確保 | — | — | |
| 2. 汚水処理原価(資本費)の削減(汚水処理原価の状況) | | | |
| ① 雨水経費と汚水経費の情報開示について 現状の制度では、雨水経費、汚水経費の開示は要求されていないが、地方公営企業会計基準の見直しによりセグメント情報として開示が必要となる可能性がある。 セグメント情報における開示を考慮して、雨水経費と汚水経費の算定過程の客観性を高めていくことが望まれる。 | — | ○ | 73 |
| 3. 施設の老朽化 | — | — | |
| 4. 企業債未償還残高の削減 | | | |
| ① 永久企業債について 地方公営企業法第 23 条に償還期限を定めない企業債の定めがある。制度について検討することが望まれる。 | — | ○ | 82 |
| 5. 累積欠損金の早期解消 | — | — | |
| 6. 中期経営計画 | | | |
| ① 機能するモニタリングとフィードバックの仕組みの構築について 中期経営計画 2007 では、目標設定の充実に比べて、実績のモニタリングやフィードバックの仕組みが整備されていたとはいえない状況である。 計画や目標は定期的にも実績を確認し、その結果を具体的な取組に活かしてこそ | — | ○ | 94 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|--|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| 意味がある。今後、徐々に仕組みができあがっていくものと思われるが、PDCA サイクルをより機能するような仕組みにしていくことが期待される。 | | | |
| 7. 一般会計からの繰入金 | | | |
| ① 繰入金の算定プロセスや根拠が不明確であることについて 一般会計からの繰入金は、算出実務の手順やルールを総括的かつ具体的に示す文書がなく、具体的なプロセスや根拠が、第三者に説明できるような形、あるいは繰入金額の根拠をさかのぼって確認できるような形で整理されていない。 繰入金の算定プロセスや根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておく必要がある。 | ○ | — | 99 |
| ② 繰入金算定に係る手順書等の整備について 繰入金算定プロセスの明確化に向けた手段の一つが、マニュアルや手順書で手続きやルールを見えるようにすることである。 | — | ○ | 101 |
| ③ 予算算定精度の向上について 予算算定のルールなどを点検し、予算算定の精度をより一層高める努力をしていくことが求められる。 | — | ○ | 101 |
| 8. 原価管理 | | | |
| ①原価に関する十分な説明と原価管理の推進について 下水道事業が独立採算制の経営を前提とする限り、使用料収入に対応する原価を管理していく視点は不可欠である。今後、汚水処理原価の適正な計算と利用者への十分な説明を前提として、原価管理の推進について検討していく必要がある。 | — | ○ | 104 |
| 9. 固定資産管理 | | | |
| ①「資産たな卸し」と財産管理について 横浜市は、市が保有する土地等の利活用状況を総合的な視点から把握するために、全庁的な「資産たな卸し」を実施しており、下水道事業会計に属する下水道資産については、平成24年度以降に実施する予定である。「資産たな卸し」が効果的な試みとなるよう、環境創造局としても十分な対応を図ることが望まれる。 | — | ○ | 106 |
| 10. 人件費 | | | |
| ① 部門固有費と部門共通費に関する人件費の配賦について 人件費は、環境創造局に所属する人員に係る給与等の支出額を、人員数を基準として各目に対して配賦計算を行うことにより計上されている。しかしながら、このような計算では、原価情報としての有用性が低下するのではないかと考える。 各営業費目の業務に直接従事している者については、発生した人件費の集計を配置別に直課し、管理職人件費については部門共通費として配賦計算を行うことが望ましい。 | — | ○ | 109 |
| ② 新会計基準への対応について 現在検討が進められている地方公営企業に係る新会計基準では、退職給付引当金の計上が必須になるといわれている。 | — | ○ | 111 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| その場合に、たとえば、事務分掌変更や人事異動があった場合に一般会計との間で負担をどのように按分するのか、等の問題が生じる可能性もある。このような事実の把握及び負担の按分にあたっては、必要な情報を入手するほかないが、そのような情報は他の部局の所管するところであるので、担当部署から必要な情報を入手できるよう、協議が必要となることも考えられる。 | | | |
| Ⅱ. 収入事務 | | | |
| 1. 下水道使用料について | | | |
| ① 加算使用料の認定の手続について(環境創造局) 一定の水質に適合しない汚水を一定の水量以上排出する下水道使用者は、市に汚水の水質等申告を行い、市の認定を受けて加算使用料を納付しなければならない。使用料計算要素である水質や従業員数の条件に変更があったとしても申告がないと市はその状況を把握することが困難であるため、市は、申告後一定期間経過後に調査等を行い、対象者やその汚水の状況を把握しておくことが望ましい。 | － | ○ | 117 |
| 2. 使用料の減免 | | | |
| ① 減免対象者の要件充足チェック作業について(水道局) 水道料金等減免制度は、健康福祉局等からの依頼に基づき、福祉施策の観点から生活扶助として水道料金及び下水道使用料に適用されているものである。 今後は、関係部局と連携し、作業負荷の軽減を含む、より効率的、効果的な減免制度の運営に向けた検討を期待する。 | － | ○ | 119 |
| 3. 下水道使用料の徴収事務 | | | |
| ① 領収書の適切な管理について(水道局) 地域サービスセンターの窓口等において、現金によって水道料金及び下水道使用料を徴収する場合、領収書を現金納付した使用者に対して発行する。 領収書の管理に関する実務上のルールを改めて確認し、その文書化や周知などの対策を講じることが求められる。 | － | ○ | 128 |
| 4. 収入事務に関連するシステム | | | |
| ① 料金システムのセキュリティ対策について(水道局) 水道局の水道料金事務オンラインシステムは、横浜市水道局情報セキュリティ管理規程等に則って運用されている。 今回、規程や要綱の一部を確認した結果、権限のない者によるシステムへの侵入やデータの盗難、改ざんなどのリスクが高まる可能性のある事象が見受けられた。 規程等に従って、適切なセキュリティ対策やその見直し、検査等を実施していく必要がある。また、セキュリティ対策による機密性の確保について利用者等にも説明できるように、対策や見直し、検査結果等の記録を残しておく必要がある。 | ○ | － | 130 |
| ② その他汚水システムのセキュリティ対策について(環境創造局) 横浜市情報セキュリティ管理規程では、情報セキュリティ対策の実施状況を年1回及び必要に応じ検査するとされているが、現状では、環境創造局のセキュリティ担当者による検査について、記録は残されていない。規程に従って検査が行われ | － | ○ | 130 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| たこと、問題がある場合にその指摘とそれが適時に是正されたことなどを適切に記録することが必要である。 | | | |
| ③ 次世代システムの改善検討について(主として水道局) 現行の料金システムは、業務実態に合わせて多くのカスタマイズを行ってきたが、業務実態の変化は頻繁で、カスタマイズが追いつかなくなっている。また、度重なるカスタマイズは必然的にシステムの複雑化、保守作業の複雑化、維持費用の増大をもたらす。 システムの導入に先立っては、徹底的な業務整理、改善及び標準化を行うとともに、セキュリティ対策を含む将来的な業務の変化やシステム対応の必要性等を十分見据えた上で、システム設計を行うことが望ましい。 | — | ○ | 131 |
| 5. 滞納使用料及び債権管理 | | | |
| ① 滞納整理について(環境創造局) 環境創造局が行う滞納整理については、水道局が行う滞納整理の方法と同程度の管理を行い、水準の均一化を図ることが求められる。 なお、地方自治法では、使用料等の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときには、普通地方公共団体の長は期限を指定し督促を行わなければならないとされ、督促をした公債権については、条例に定めることによって延滞金を徴収できることが定められている。他の自治体の動向も参考としながら下水道使用料の延滞金の徴収について引き続き検討することが望ましい。 | — | ○ | 135 |
| ② 財政局等局外ノウハウの活用について(水道局・環境創造局) 効率的かつ効果的に滞納の早期回収を図る努力は、今後も継続する必要がある、その一つとして、より一層、ノウハウの蓄積、共有、担当者の教育等に取り組むことが望ましい。 | — | ○ | 136 |
| 6. その他の営業収益について | — | — | |
| 7. 未接続対策について | — | — | |
| Ⅲ. 下水道施設の維持管理業務 | | | |
| 1. 水再生センター・汚泥資源化センター | — | — | |
| 2. 管きよ(下水管) | | | |
| ① 有収率について 一般に有収率が高いほど下水道事業においては効率的であるといえるが横浜市の平成21年度の有収率は67.1%で、政令市のなかでは低い方である。 有収率が低いということは、水再生センターで処理する必要のない雨水もしくは地下水を必要以上に処理していることとなり、下水道処理費(処理場費)を多く支出していることになる。 実効性のある対策を実施して、不明水の削減に努めることが望まれる。 | — | ○ | 158 |
| ② 都市浸水対策達成率について 横浜市の雨水幹線等の整備率は、京都市、大阪市、札幌市と比べると低く、雨水幹線等の整備は、横浜市にとって重要な課題である。 | — | ○ | 159 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| 雨水幹線等の整備は、市民の安全にかかわる重要な事項であるので、中期経営計画 2011 を踏まえ、事業を確実に実行していくことが望まれる。 | | | |
| ③ 合流式下水道の改善について 横浜市の合流式下水道改善率は 78% で、政令市等の中では高い数値を示しているが、「公共用水域の水質保全」や「快適な水環境の保全・創造」といった中期経営計画 2011 に掲げられている下水道の役割を果たしていくためにも、合流式下水道の改善は重要な施策である。中期経営計画 2011 を踏まえ、事業を確実に実行していくことが望まれる。 | — | ○ | 159 |
| 3. 包括的管理委託 | | | |
| ① 委託先選定時の競争性向上について 南部汚泥資源化センターと北部汚泥資源化センターに導入されている包括的管理委託について、委託先の選定方法は、総合評価一般競争入札であるが、南部の入札参加者は 2 社、北部の入札参加者は 1 社のみである。 次期の包括的管理委託の契約に向けて、関連する業界からの情報収集や他の地方公共団体の先進的な取組事例の収集、検討などを進め、必要に応じて入札の参加資格や公募期間、公募方法、あるいは場合によっては委託の内容自体について再検討し、委託先選定時の競争性向上を図っていくことが求められる。 | — | ○ | 165 |
| ② 性能発注に適合したモニタリングへの改善について 包括的管理委託のモニタリングは、市の要求する性能水準の達成状況や、施設の適切な運転・管理上、必要となる最低限の事項について効果的に行われる必要がある。ただし、要求されている性能や条件を満たしていることが明確にわかるように整理された形で報告されていないケースや、市が実績等を確認した記録が残っていないケースが見られた。これらの点に関しては、委託先からの報告の形式や市の確認方法について改善の余地がある。 なお、委託先の業務提案書に基づく実績の評価については、すでに南部、北部ともに、評価項目、評価基準を設定し、中間と期末に評価委員会による客観性を高めた評価が行われており、良い取組として評価できる。 | — | ○ | 165 |
| ③ 南部と北部によるノウハウ、情報の共有と連携について 南部の月次、年次の報告書は仕様書に準拠した形で整理されているのに対して、北部の報告ではデータ量は多いが仕様書との関連性が弱く、市のモニタリングポイントに絞り込まれた形とはなっていない。 包括的管理委託のモニタリングについては、継続的な工夫、改善が求められており、南部と北部の連携した取組は不可欠である。また、包括的管理委託全体を統括する局の本部に期待される役割も大きい。 | — | ○ | 166 |
| ④ 管理・運営ノウハウの蓄積と次期契約への反映について 南部汚泥資源化センターの包括的管理委託の当初契約期間の終了時の評価は、市職員の人件費の削減効果が中心となっており、具体的な経費削減効果が目に見えるところまで至っていない。 | — | ○ | 167 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|--|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| 市にとって、人件費以外の財政負担の削減効果は、次期の契約金額の削減として具体化させることになるが、そのためには、これまでの契約期間中の情報やデータの収集と蓄積が求められる。次期契約に反映することを前提として、体系的な情報・データ収集の項目や方法を定め、継続的、組織的に実施していく必要がある。 | | | |
| ⑤ 包括的管理委託の導入効果の適切な測定、分析とその結果の活用について 既に南部の包括的管理委託の契約更新がなされているが、本来であれば、市として包括的管理委託に期待する効果や導入意義について改めて検討し、継続することが妥当であるか、継続するとすれば期待する効果を得るためにどのような仕組みに変えていくべきかなどを十分検討したうえで更新の判断がなされるべきであった。 その検討結果は汚泥資源化センターの包括的管理委託の継続だけでなく、水再生センターや管路施設など、他の下水道施設への包括的管理委託の適用拡大の可能性にも関係してくることであり、今後の下水道事業経営にとって重要であると思われる。 | － | ○ | 167 |
| 4. PFI 事業 | | | |
| ① 改良土プラント事業におけるモニタリングの適切な実施について 市は改良土プラント事業の実績が契約書の規定等に準拠しているかどうかについて適切に確認し、確認したこと及び規定に準拠していない場合の判断について記録を残しておくなど、モニタリングの適切な実施に努める必要がある。 | － | ○ | 174 |
| ② 消化ガス発電事業におけるモニタリングの改善について 消化ガス発電事業のモニタリングについては、実際に市がモニタリングした結果を内部で共有し、第三者にも説明できるように記録を残しておくこと、モニタリングの項目やポイントを明確にし、それに焦点を当てた形式で事業者から報告させることなどが主な改善点である。 | － | ○ | 175 |
| ③ 複数の契約に係るモニタリング間の調整について 消化ガス発電事業と汚泥資源化センターの包括的管理委託は、契約の形態や期間、事業者などが異なり、市では別々のモニタリングが行われている。しかし、消化ガス発電事業は汚泥資源化センター全体のシステムの中に組み込まれている構成要素の一つであり、本来、全体としてのリスク認識や方針に基づき、体系的にモニタリングが設計され、実施されるべきものである。 今後、さらなる PFI 事業の導入や包括的管理委託事業の拡大については、想定されるモニタリングの実施についても併せて十分検討を行う必要がある。 | － | ○ | 175 |
| 5. 震災による影響と対応 | － | － | |
| IV. 契約事務 | | | |
| 1. 契約事務全般 | － | － | |
| 2. 競争入札の方法による契約の予定価格 | － | － | |
| 3. 低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び総合評価落札方式一般競争入札 | － | － | |
| 4. 随意契約について | | | |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|--|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| ① 多額の不用額の発生について 水再生施設管理課所管の工事に関し、多額の不用額が発生している事案があった。 委託された工事が全て実行されたにもかかわらず、実際の工事価格が見積よりも大幅に減少していることは、見積計算の正確性に疑義を生じさせかねない。より正確な見積が行われるよう対応する必要がある。 | — | ○ | 193 |
| 5. 契約保証金について | — | — | |
| 6. 長期継続契約 | | | |
| ① 西部水再生センター水処理施設等保守点検業務委託契約について 本案件は、長期継続契約を締結している。 長期継続契約の主なメリットとしてスケールメリットがあげられる。長期間の契約であるが故に業務に慣れ、合理化が図れ、また事務手続等も簡素化できるであろうから契約代金も個別契約に比べて安価で済むというものである。このことについて、これまでは、長期継続契約においても、個別契約と同じ積算基準及び予定価格の算出方法を用いていたとのことである。 今後は、長期継続契約の締結においては、積算基準に補正を加える等、スケールメリットを考慮した運用を図ることが望まれる。 | — | ○ | 199 |
| 7. 完了検査 | — | — | |
| V. 地方公営企業法の財務規定に基づく会計業務 | | | |
| 1. 会計処理全般 | | | |
| ① 未払費用(未払利息)の未計上について 横浜市下水道事業では、企業債の利息を、実際に支払った事業年度の損益計算書に計上している。 平成 21 年度及び平成 22 年度の未払利息を試算したところ、平成 21 年度末では約 16 億円、平成 22 年度末では約 15 億円であった。未払利息分部分を貸借対照表の負債に計上することが望ましい。 | — | ○ | 203 |
| 2. 帳簿組織及び勘定科目 | | | |
| ① 財務規則で規定している帳簿の整備と規則の見直しについて 財務規則で規定されている帳簿には、作成されていないもの、あるいは同様の内容の帳簿は存在するが、それが財務規則に定めている帳簿に該当するものなのか不明確となっているものが見受けられる。 作成保管する必要がある帳簿をあらためて検討し、帳簿の整備を進めるとともに、作成すべき帳簿を定めた財務規則の規定が現状に適合しないのであれば、当該規定の見直しを行う必要がある。 | — | ○ | 205 |
| 3. 現金預金 | — | — | |
| 4. 前払金等 | — | — | |
| 5. たな卸資産 I : たな卸資産の範囲 | | | |
| ① たな卸資産(貯蔵品)計上に関する重要性の考え方について | — | ○ | 210 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| <p>たな卸資産(貯蔵品)が貸借対照表に計上されていないが、その理由は、「重要性が乏しいため」とのことであった。</p> <p>会計処理を行う上で、質的重要性、量的(金額的)重要性を考慮するのであれば、重要性についての考え方をあらかじめ明確にしておく必要がある。</p> | | | |
| <p>② たな卸資産(貯蔵品)の範囲について</p> <p>「貯蔵品名鑑」に記載されているものがたな卸資産(貯蔵品)に該当するが、マンホール蓋は「貯蔵品名鑑」に記載しておく必要がある。</p> | — | ○ | 210 |
| 6. たな卸資産Ⅱ：マンホール蓋の管理及び貸借対照表への計上 | | | |
| <p>① マンホール蓋の貸借対照表への計上の必要性について【結果】</p> <p>マンホール蓋の平成22年度末の残高は112,488千円であった。</p> <p>適正な期間損益の観点や質的重要性だけではなく、量的重要性(金額的重要性)からみても、マンホール蓋は期末残高をたな卸資産(貯蔵品)として計上する必要があった。</p> | ○ | — | 213 |
| <p>② マンホール蓋の管理方法の見直しについて【結果】</p> <p>マンホール蓋は土木事務所(全18か所)で保管・管理されているが、十分な管理が行われているとは言い難い状況であった。</p> <p>今後は、各土木事務所において、年度末実地たな卸しや管理簿(受払簿)の作成を義務づけ、入庫・出庫の手続等もルール化するなど、土木事務所間で統一的なルールを定めておき、そのルールに従って在庫管理を適切に実施する必要がある。</p> | ○ | — | 214 |
| <p>③ マンホール蓋の発注体制の見直しについて</p> <p>マンホール蓋の発注数量の管理責任は各土木事務所に帰属しているが、発注は、スケール・メリットを得る観点から管路保全課が一括して発注している。</p> <p>各土木事務所は、工事の規模及び頻度や交換を考慮して、適切な在庫数量を把握しておく必要があり、今後も土木事務所が第一義的に発注責任を負うのであれば、各土木事務所と管路保全課が連携し、発注管理を適切に行う必要がある。</p> | — | ○ | 215 |
| 7. 固定資産Ⅰ：固定資産管理 | | | |
| <p>① 固定資産台帳の正確性の確保について</p> <p>固定資産台帳は、財務規則において、備えていなければならない帳簿の一つとされている。</p> <p>固定資産台帳については、資産の網羅性、実在性、記載項目の正確性などが求められるが、それらを確保するために、市にどのような仕組みがあるのか、そしてその仕組みが有効に機能しているのかについて、市から具体的な回答は得られなかった。</p> <p>固定資産台帳の正確性の確保について、より一層留意する必要がある。</p> | — | ○ | 219 |
| <p>② 固定資産の実地照合の範囲と方法の見直しについて</p> <p>財務規則により、固定資産について少なくとも3年に1回、固定資産台帳及び固定資産整理簿の各記載事項と、台帳及び固定資産の実体を照合のうえ、その一</p> | — | ○ | 220 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| <p>致を確認するとされている。</p> <p>固定資産の実地照合は行われているが、その範囲は、「下水道事業会計物品要綱」に定められている企業備品のみである。企業備品は、有形固定資産帳簿価額のうち1%にも満たないものであり、これを実地照合するだけでは固定資産の管理方法としては不十分である。</p> <p>実地照合の対象範囲を見直す必要がある。</p> | | | |
| <p>③ 固定資産台帳登録の重要性について</p> <p>固定資産台帳システムへの登録が正確に行われることは重要であるが、登録内容の正確性を横浜市がどのように確保しているのかについて、市から具体的な回答は得られなかった。</p> <p>固定資産台帳の登録の正確性をより一層確保するための仕組みを明確にしておく必要がある。</p> | — | ○ | 220 |
| <p>④ 固定資産台帳システムの問題点について</p> <p>現在の固定資産台帳システムは、固定資産管理目的あるいは経営管理目的に利用するには機能が不十分である。また、固定資産計上額の妥当性を第三者が検討する際には、大きな不効率が発生する。現在、地方公営企業の会計基準の見直し作業が進められており、将来的には、民間企業で導入されている減損会計など、固定資産に関する新たな会計基準が適用される可能性がある。その場合には、固定資産台帳システムの見直しが必要となる可能性もあるが、システムを見直す際には、現在のシステムの問題点を十分に検証する必要がある。</p> | — | ○ | 221 |
| <p>8. 固定資産Ⅱ：平成22年度取引の検討</p> | | | |
| <p>① 固定資産の取得価額(間接費の配賦基準の明確化)について</p> <p>財務規則では、建設または改良工事等により固定資産を取得した際には、事業年度末に事務費等の間接費を配賦しなければならないと、間接費の配賦をしたときは、当該工事等に直接要した経費及び間接費を固定資産の当該科目に振り替えなければならないとされている。</p> <p>間接費については、第三者が配賦計算のルールを把握することが難しい状況となっている。配賦計算のルールを明確化しておき、実際に配賦額を計算する場合には、そのプロセスや根拠を明確にして、市民や下水道利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておく必要がある。</p> | — | ○ | 224 |
| <p>② 無形固定資産の建設仮勘定の取扱いについて</p> <p>平成22年度の貸借対照表の無形固定資産に、建設仮勘定が12,854百万円計上されている。これは、国道の下共同溝にかかる建設負担金で、共同溝の工事は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が進めている。</p> <p>この建設仮勘定の中には、昭和52年や昭和53年の支出(市負担額)が含まれており、それらについて検討したところ、支出額の根拠となる資料が残されていなかった。そのため、建設仮勘定に計上している額の妥当性が担保されておらず、</p> | — | ○ | 226 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| <p>そもそも共同溝のための支出かどうか第三者からは検証不可能となっている。</p> <p>無形固定資産に計上されている建設仮勘定の内容を精査し、支出の根拠・具体的な内容等を明確化して、資産性を立証する必要がある。</p> | | | |
| 9. 前受金等 | — | — | |
| 10. 保管有価証券・預り保証有価証券 | — | — | |
| 11. 消費税 | | | |
| <p>① 消費税法改正への対応について</p> <p>平成 23 年 6 月に消費税法が改正され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間(事業年度)から適用になるが、市は、平成 23 年 11 月のヒアリング時点では改正の内容を認識していなかった。当改正に適時適切に対応し、税額計算が正しく行なわれるように事前に準備する必要がある。</p> | — | ○ | 232 |
| 12. 水道事業会計繰出金 | — | — | |
| VI. 施設の老朽化と財政問題 | | | |
| 1. 今後の施策について | | | |
| <p>① 老朽化の観点からの横浜市の資産特性と対策の重要性について</p> <p>横浜市の下水道資産に関する最大の特徴は、膨大な量を驚異的なスピードで蓄えたという点であるが、反面、施設の老朽化という観点においては、非常に大きなリスクを抱えていることとなる。</p> <p>つまり、同時期に整備した膨大な施設が一気に老朽化を迎えるため、対策を取るにしても、財源、マンパワー、民間の施工体制など、多くの困難性を伴っている。</p> <p>老朽化の観点からみた横浜市の下水道資産の特徴や老朽化対策の重要性について、行政側は確実に認識する必要があるとともに、その実態を市民に正しく伝えていくことが必要であると考えます。</p> | — | ○ | 238 |
| <p>② 管きよの老朽化対策について</p> <p>管きよは下水道資産全体の約7割を占める膨大な量(総延長約 11,700km)を有しているが、これに対して現在更新の対象としている管きよは約 3%程度(約 400km)と全体のわずかにすぎない。</p> <p>国土交通省の調査によれば、布設後 30 年以上経過すると管きよの老朽化により道路陥没を引き起こす可能性が高まることも報告されている。横浜市において更に考慮すべき問題は、15 年後には布設後 30 年以上経過する管きよが 80%以上に増加することである。</p> <p>今後は、こうした 30 年を経過した管きよの対応を含め、管きよ全体に対してどのように対策を進めるのかを早急に検討していくことが必要である。</p> | — | ○ | 238 |
| <p>③ 長期的な修繕・改築事業に対する計画の策定</p> <p>老朽化対策のための今後の修繕・改築事業に対しては、管きよや水再生センター等の土木・建築構造物及び機械・電気設備など下水道施設全体を対象として、中期経営計画とともに長期的なスパンでの計画策定が必要である。また、市民に対するアカウントビリティ(説明責任)や合意を得る観点からも「この時期に」「この</p> | — | ○ | 239 |

| 内 容 | 区 分 | | 頁 |
|---|-----|----|-----|
| | 結果 | 意見 | |
| 改築を「なぜやるのか」といった必要性を市民に対して明確にする必要がある。 | | | |
| 2. 財源の確保について | | | |
| <p>① 持続可能な下水道事業経営に向けて</p> <p>持続可能な下水道事業に向けて長期的な視点は必要不可欠であり、前述した長期的な修繕・改築計画の策定に関しては、下水道事業全体としての長期的な収支のバランスを十分考慮して推進すべきであると考えます。</p> <p>市民生活に欠かせない下水道事業を安定的に運営していくためには、経営基盤の強化に向けた不断の努力が欠かせないと考えます。</p> <p>幹部職員をはじめ、下水道事業に携わる全職員が経営意識を持ち、中期経営計画 2011 の着実な推進など、長期にわたる持続可能な下水道事業経営を推進してもらいたい。</p> | — | ○ | 239 |